

## ・国民健康保険税が計算される人

田子町内に住所のある人で、社会保険など他の医療保険に加入していない方は、原則として国民健康保険加入者になります。国民健康保険税（以下、保険税といいます）は、基本的に世帯主（世帯主の人が、他の社会保険等に加入している場合は「擬制世帯主」）が納税義務者になり、その世帯の被保険者一人ひとりの保険料を計算して、その合計額を納税していただくことになります。

保険税は、国民健康保険の被保険者として資格を取得した日（社会保険の離脱や転入の日※）の属する月から月割りで計算しています。資格喪失の場合（社会保険の加入や転出）も同様の考え方になります。  
※国民健康保険の加入や喪失の届出をした日ではありませんのでご注意ください。

上記の届出をした場合、届出をした月の末日に該当月分の異動を集計し、翌月の上旬に更正通知書及び口座振替の方以外は納付書が発送になります。

届出をした月の末日、若しくは翌月1・2日が納期限の場合は、一旦届出前の税額で納めていただくことがあります。

遡って届出すると、当該年度分以前の課税額（過年度課税）について、一括で納付していただくことになりますので、保険証が切り替わった際には速やかに届出てくださいますよう、お願い申し上げます。

## ・国保税の税率

国民健康保険に加入している被保険者ごとに、医療保険分及び後期高齢支援分と介護保険分（被保険者のうち40歳から64歳までの人に対する加算）を、下記の利率によりそれぞれ計算し、その合計額を世帯主に課税しています。

### 医療保険分（基礎課税額）

（加入している被保険者のうち、0歳から74歳までの方に課税されます）

区分	賦課基準	税率 (令和6年度)
所得割	基準総所得金額による（※1）	7.50%
均等割	被保険者1人につき（人数割り）	23,500円
平等割	1世帯につき（世帯割り）	17,100円
賦課限度額	課税額の上限	650,000円

### 後期高齢者支援分（基礎課税額）

（加入している被保険者のうち、0歳から74歳までの方に課税されます）

区分	課税基準	税率 (令和6年度)
所得割	基準総所得による（※1）	2.64%
均等割	被保険者1人につき（人数割り）	7,700円
平等割	1世帯につき（世帯割り）	5,900円
課税限度額	課税額の上限	240,000円

\*補足\*

年度の途中で75歳になる方の後期高齢者支援分は、75歳到達日（誕生日の前日）が属する月の前月分までを、月割りで計算しています。

### 介護保険分（基礎課税額）

（加入している被保険者のうち、40歳から64歳までの方に課税されます）

区分	課税基準	税率 (令和6年度)
所得割	基準総所得による（※1）	2.34%
均等割	被保険者1人につき（人数割り）	9,800円
平等割	1世帯につき（世帯割り）	4,900円
課税限度額	課税額の上限	170,000円

\*補足\*

年度の途中で40歳になる方の介護保険分は、40歳到達日（誕生日の前日）が属する月から月割りで計算しています。また、年度途中で65歳になる方は、65歳到達日（誕生日の前日）が属する月の前月分までを、月割りで計算しています。

※1…基準総所得金額とは、賦課期日の属する年の前年の総所得金額、山林所得金額及び譲渡所得金額合計から基礎控除額430,000円を差し引いた金額です。

## ・後期高齢者医療制度の創設に伴う保険税の経過措置について

後期高齢者医療制度の創設に伴い、後期高齢者医療制度に移った人がいたことにより、国民健康保険世帯の保険税が急激に増えることが無いように、一定の期間軽減などの経過措置が設けられます。(この制度を受けるための手続きは不要です)

### 1. 所得が低い世帯への軽減

国民健康保険から後期高齢医療制度に移った人（特定同一世帯所属者※）の所得及び、人数も含めて軽減判定を行い、世帯の中で国民健康保険者数が減った場合でも、世帯構成や世帯の所得が変わらなければ最高5年間、これまでと同様の軽減が適用されます。

※特定同一世帯所属者とは…後期高齢者医療制度が適用になったことにより、国民健康保険の資格を喪失した人で、喪失日以降も継続して同一の世帯にいる人をいいます。

但し、国民健康保険の資格を喪失した日から5年を経過すると、特定同一世帯所属者ではなくなります。また、世帯分離などで世帯主の異動があった場合は同一の世帯としてみなされなくなりますので、特定同一世帯所属者には該当しなくなります。

### 2. 世帯に対して賦課される保険税の軽減

75歳以上の人人が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移ったことにより、国民健康保険の加入者が単身となる世帯（特定世帯※）について、世帯に対して賦課する保険税（平等割）を最大5年間半額とする軽減が適用されます。

※特定世帯とは…特定同一世帯所属者と同じ世帯にいる被保険者で、他の被保険者がいない世帯をいいます。

### 3. 被用者保険の被扶養者であった人の保険税の减免

75歳以上の方や今後75歳になる方が、会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移ることにより、その人の被扶養者が国民健康保険に加入となる場合（旧被扶養者）は新たに保険税を負担していただくことになります。

そこで、国民健康保険の資格を取得した日の属する月以降2年間を経過する月までの間、その被扶養者であった人（国民健康保険の被保険者になった取得日の時点で65歳以上に限ります）の所得を免除とし、また均等割についても半額とします。さらに、旧扶養者だけの世帯は平等割についても半額となります。

## ・軽減措置について

田子町健康保険には、所得が低い世帯への税負担を軽減する目的で、保険税のうち均等割と平等割について、7割・5割・2割を軽減する措置があります。これは、所得額が一定の基準（下表参照）以下の世帯への税負担を少なくする制度で、所得に応じて軽減されます。（この軽減を受けるための手続きは不要です）

### 軽減判定の基準

軽減の割合	対象者の要件（令和6年度） (例：3人世帯（夫婦40歳、子1人）夫の給与収入のみの場合)
7割	430,000円（※）以下 (給与収入：98万円以下)
5割	430,000（※）円 + (被保険者数) × 290,000円以下 (給与収入：197万円以下)
2割	430,000（※）円 + (被保険者数) × 535,000円以下 (給与収入：302万円以下)

※世帯の給与・年金所得者が2人以上の場合、 $43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与・年金所得者の数} - 1)$

また、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、未就学児の均等割保険料（税）を軽減する制度が令和4年4月から開始されました。具体的には、未就学児に係る均等割保険料（税）について、その5割が公費により軽減されます。

### \*ご注意\*

世帯の中に所得が分からない人（未申告の人）がいると軽減の判定ができないため、軽減することができません。国民健康保険に加入している方、又はその世帯の方は所得が有る無しに関係なく毎年、所得の申告（確定申告や年末調整）を必ず行ってください。

## ・減免について

災害や病気等、その他特別な事情があると認められる人、又はこれに準ずると認められる人は、申請することにより、減免が受けられる場合があります。（※）

減免は、申請した時点で納期末到来分の保険税が対象となりますのでご注意ください。

減免の割合（減免税額）につきましては、前年中の所得との比較や資産の損害状況により異なりますので、詳しくは税務課税務グループまでお問い合わせください。

※減免は、申請をすれば必ず受けられるものではありません。

## ・年金からの特別徴収について

平成20年10月から特別徴収の対象となる条件を満たす世帯の世帯主の方は、原則として年金からの天引きによる納付方法（特別徴収）となります。

### \*特別徴収の対象となる条件\*

1. 世帯主が、国民健康保険被保険者であること。
2. 世帯内の国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満であること。
3. 世帯主が受給している年金額が年間18万円以上であること。

但し、国民健康保険税の額が介護保険料（65歳以上の第1号被保険者）の額と合計して年金受給額の1/2を超える場合には、従来の納税通知書（納付書）又は口座振替による納付方法となります。この場合、介護保険料の特別徴収についてはそのまま継続されます。

また、今まで国民健康保険税の納付方法として口座振替をご利用しており、かつ、国民健康保険税の未納がない世帯につきましては「申し出」をしていただくことにより、特別徴収ではなく口座振替を継続することができます。

### 国民健康保険税が特別徴収になった場合の天引き額について

年金受給月		補 足
4月	仮徴収	前年中の所得が確定していないため、前年度年間保険税額を基に、仮算定した税額（前年度2月本徴収分と同額）を年金から天引きします
6月		
8月		
10月	本徴収	確定した前年所得に基づき、年間税額を計算し、仮徴収分を差し引いた税額を残りの年金受給月に振り分けて年金から天引きします
12月		
2月		